

2024年1月スタート

大牟田市

事業者向け

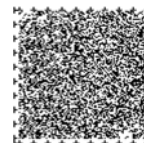
子ども・子育て応援条例

子どもたちは、社会の未来を創り出す「宝」
だからこそ、まち全体で子どもと子育てを応援したい



条例について、くわしくはこちら

大牟田市子ども・子育て応援条例



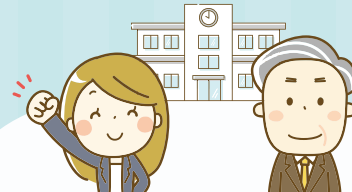
大牟田市HP QRコード 音声コード Uni-Voice

子ども・子育て応援条例では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指し、それぞれの役割などを定めています。



保護者の役割 (第7条)

- 子どもに愛情を持って接し、状況に応じて周りから必要な協力をもらいながら子どもを守り育てます。



学校等の役割 (第8条)

- 関係機関等と協力して、差別やいじめ等の未然防止や早期の対応をします。



子どもが大切にすること (第5条)

- 自らを大切にし、権利について考えること。
- 他人を思いやる気持ちを養い、尊重すること。
- 豊かな人間性や社会性、生きる力、主体性を養うこと。



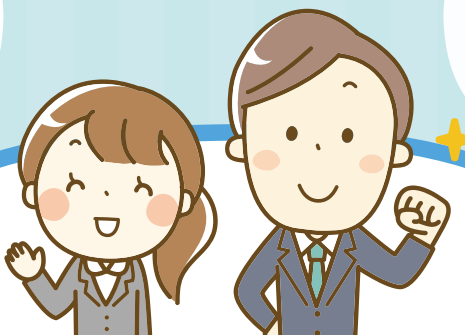
地域住民の役割 (第9条)

- 地域の中で見守り、子どもが安心して過ごすことができるようにします。



市の責務 (第6条)

- 子どもに関する施策を実施するとともに、施策を実施する際には、子どもの視点や意見を反映させていきます。



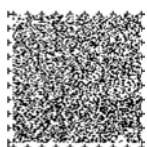
事業者の役割 (第10条)

- 保護者が安心して仕事と子育ての両立ができる職場環境をつくれます。

基本理念 (第3条)

- 全ての子どもの健やかな成長及び自立、子どもの有する権利を十分尊重して、子どもの最善の利益を第一に考えること。
- 市、学校等、地域住民、事業者は協働して子ども・子育ての応援に取り組むこと。

※条文の内容は、一部抜粋しています。



音声コード Uni-Voice

発行：大牟田市
問合せ：大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課
大牟田市有明町2丁目3番地
TEL：0944-41-2248 FAX：0944-41-2675
メール：e-kodomoikusei01@city.omuta.fukuoka.jp

令和5年12月